

新潟市衛生環境研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第28号

新潟市衛生環境研究所条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市衛生環境研究所条例施行規則（平成19年新潟市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中

「

(1) 糞便検査（消化管からの検体）	1件	1,280	
集団の場合	1件	640	
(2) 大腸菌のO抗原又はH抗原同定検査（血清抗体法）	1件	160	
集団の場合	1件	80	
(3) 大腸菌ベロトキシン定性	1件	1,550	
集団の場合	1件	770	
(4) 抗酸菌分離培養検査（結核菌）	1件	1,680	
集団の場合	1件	840	
(5) 抗酸菌同定	1連	2,960	検査方法及び培地数にかかわらず、1回のみ所

を

(6) 抗酸菌薬剤感受性検査	1 件	3, 0 4 0	定点数を算定する。
----------------	-----	----------	-----------

」

「

糞便検査（消化管からの検体）	1 件	1, 4 4 0	
集団の場合	1 件	7 2 0	
3 大腸菌ペロトキシン定性	1 件	1, 5 5 0	
集団の場合	1 件	7 7 0	
4 抗酸菌分離培養検査（結核菌）	1 件	1, 6 8 0	
集団の場合	1 件	8 4 0	
5 抗酸菌同定	1 連	2, 9 6 0	検査方法及び培地数にかかわらず、1 回のみ所定点数を算定する。
6 抗酸菌薬剤感受性検査	1 件	3, 0 4 0	4 薬剤以上使用した場合に限り算定する。

に改め、

」

同表 2 の項中「980」を「960」に、「1, 680」を「1, 640」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に試験又は検査を依頼するものについて適用し、同日前に試験又は検査を依頼したものについては、なお従前の例による。